

平成22年3月10日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 太田 剛人

平成21年(ハ)第11344号不当利得金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年2月23日

判 決

北海道

原 告

同訴訟代理人司法書士

同

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被 告

同代表者代表取締役

北 條 秋 男

鷲 津 直 樹

プロミス株式会社

久 保 健

主 文

- 1 被告は、原告に対し、94万5477円及びこれに対する平成21年4月29日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項と同旨

第2 事案の概要(請求原因の要旨)

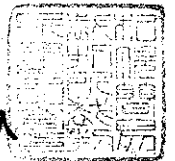
本件は、原告が被告に対して、原告と株式会社クラヴィス(以下「クラヴィス」という。)とは平成8年11月21日から平成19年8月28日まで継続的に借入れと弁済を繰り返していた(以下、原告とクラヴィスとの間のこの継続的な借入れと弁済を「本件第1取引」という。)ところ、平成19年8月28日、被告からの借入金をもってクラヴィスに対する約定債務を完済し(この被告からの借入金によるクラヴィスへの債務完済を、以下「本件債権切替え」とい

**これは正本である。**

平成22年3月10日

札幌簡易裁判所

裁判所書記官 太田 剛人



う。), 同日からは被告との間で平成21年4月28日に至るまで継続的に借入れと弁済を繰り返していた(以下, 原告と被告との間のこの継続的な借入れと弁済を「本件第2取引」という。)ものであるが, 本件第1取引及び本件第2取引においては利息制限法所定の制限利率に基づく利息を超える約定利息が支払われたものである結果, 過払金が生じており, かつ, クラヴィス及び被告は, 過払金の受領が法律上の原因を欠くものであると知っていた(悪意の受益者)のであるから,

- (1) 被告は本件債権切替えによりクラヴィスから契約上の地位を引き継いだものであるとして,
- (2) 仮に, 契約上の地位の引継ぎが認められないとしても, 被告は, 信義則上, クラヴィスの原告に対する過払金の返還債務を負担するというべきであるとして,

不当利得返還請求権に基づき, 本件第1取引及び本件第2取引を通じて生じた過払金94万5477円及び過払金に対する最後の取引日(平成21年4月28日)の翌日である平成21年4月29日から支払済みまで民法704条前段所定の法定利息として民法所定の年5パーセントの割合による金員の支払を求める事案である。

### 第3 当裁判所の判断

1 本件第1取引及び第2取引における経過が訴状添付の計算書(法定金利計算書)に記載のとおりであることが認められ, 弁論の全趣旨によれば, 本件取引において利息制限法の制限利率を超える約定利率の合意があったことが認められるので, 原告の弁済については利息制限法所定の制限利率に基づいて引直計算を行うべきである。

#### 2 被告によるクラヴィスの過払金返還債務についての責任

(1) 原告は次のように主張する。

ア 被告は, 本件債権切替えにより, クラヴィスから貸主としての契約上の

地位を引き継いだものである。

(ア) 被告はクラヴィスの株式を100パーセント所有しており、クラヴィスは被告の連結子会社であり、一部門として扱われており、被告から6名の役員が送り込まれていたところ、平成19年、被告の「消費者金融事業の再構築」の一環として、クラヴィスは全店舗を閉鎖して事業を縮小したが(甲4)、それに伴い、被告によるクラヴィスの優良顧客の積極的な取り込みとして本件債権切替えが行われた。

(イ) 原告は、被告及びクラヴィスから、プロミスグループの再編に伴ってクラヴィスが閉鎖されるが、今後はクラヴィスの親会社である被告が契約を引き継ぐことになること、被告と金銭消費貸借契約を締結することによりクラヴィスの借入債務を清算できるとの説明を受け、被告の指示のもと、被告の支店窓口で借入れを行い、被告から直接にクラヴィスに支払が行われたものであって、本件債権切替えは、被告の主導のもと、被告との再契約に誘導されたものである。

(ウ) 本件債権切替えに際して作成された「残高確認書兼振込代行申込書」(甲3)には、プロミスグループ再編によるものであること、切替後の問合せ及び紛争窓口は被告になることが記載されている。

(エ) なお、被告が後記(2)のエで主張するように、本件債権切替えに際し、原告のクラヴィスに対する約定貸付残高は、被告からクラヴィスへ送金されたが、このような金員は、クラヴィスから被告への短期貸付金という形で環流し、平成20年3月31日現在における総額は110億円にのぼっており(甲4)、実態としては、グループ内で金員が往復運動をしていただけに過ぎない。

(オ) ところで、本件債権切替え時(平成19年8月28日)における本件第1取引について利息制限法所定の制限利率に基づく引直計算を行うと、116万6697円の過払金(元本と民法704条前段所定の法定

利息の合計)が生じているところ(訴状添付の計算書(法定金利計算書)の番号290),原告が,当時,過払金発生的事实を知れば,本件債権切替えの内容となっている被告からの借入れを行う理由はなかったものであり,一方,被告は,過払金発生的事实を察知していたか,少なくとも察知することはできた。

(カ) 被告は後記(2)のウのように主張するところ,クラヴィスは,顧客に対し,文書をもって,営業終了に伴い,今まで使用していたカードが使えなくなるが,切替契約の手続きをすることで,以後は被告の顧客として取引ができる旨を通知しており(甲9),原告は,被告の店頭で同様の説明を受けたことから,クラヴィスとの契約が被告に引き継がれたものと認識した。

(キ) また,被告は,債権切替えの前後を通じて,クラヴィスの取引を含めて過払金の返還義務があることを認め,その支払をしている(甲6)。

イ 仮に,被告がクラヴィスの契約上の地位を引き継いでいなかったとしても,被告は,信義則上,クラヴィスの原告に対する過払金の返還債務を負担するというべきである。

(2) 以上に対し,被告は,平成19年8月28日,本件第2取引を開始し,同日,49万2759円を貸し付けたのであって,以後,平成21年4月28日までの本件第2取引が被告と原告との全取引でありそれ以前の本件第1取引は原告とクラヴィスとの間のものであって,同取引から生じた過払金についての不当利得金返還請求の相手はクラヴィスであり被告ではないとして,次のように主張する。

ア 原告は,平成19年8月28日,被告に対し,本件第2取引についての新規の申し込みを行い,被告は,これを受けて,身元確認書類として運転免許証のコピー等を受領したうえ,年収や他社借入額を確認し,信用情報機関への照会をするなどの与信審査を行った結果,極度額を50万円とす

る契約であれば締結可能との判断となり、その旨の極度額借入基本契約を締結し、原告と新たな消費貸借取引を開始するに至った。

イ 被告においては契約時に契約内容確認書を交付することになっているところ、原告に対しても、平成19年8月28日、契約内容確認書を交付している。

ウ また、被告は、平成19年8月28日の新規契約の際、原告に対し、「プロミスカード」を新たに交付しており、被告との取引はすべて当該カードを利用して行われており、従前のクラヴィスとの取引において使用されていたカードを使用することはできない。

エ なお、原告が被告からの借入金によってクラヴィスとの取引を完済しているが、当該弁済金を受領したのはクラヴィスであって、被告ではない。

- (3) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告の連結子会社であったクラヴィスは、平成19年12月1日付けで貸金業を廃業し、全店舗を閉鎖することになったこと、原告は、平成19年8月28日、被告との間において、借入極度額を50万円とする極度額借入基本契約を締結し、同日、49万2759円の借入れを行ったこと、同借入れは、被告からの借入金をもって原告のクラヴィスへの返済を行うという本件債権切替えに伴うものであること、本件債権切替えにおいては、原告が被告に対して上記借入金をクラヴィスの口座へ振込むことの代行を依頼し、それに基づいて、被告から直接にクラヴィスに支払がされたこと、振込代行の申込書(甲3)には、「私は、プロミスグループ再編により、株式会社クオークローン/サンライフ株式会社に対して負担する債務を、新たにプロミス株式会社からの借入により完済する契約の切替について、以下の1から4の内容を確認・依頼・同意のうえ署名します。」との記載(なお、「株式会社クオークローン」は、クラヴィスの旧商号である。)及び「契約切替後のお問合せ窓口、および株式会社クオークローン/サンライフ株式会社における本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先

に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」との記載がされていることが認められる。

- (4) 以上の事実を総合考慮すると、原告と被告との間において平成19年8月28日に締結された極度額借入基本契約が、被告が上記(2)において主張するように、原告から新たに借入申込を受けた新規のものであるとしても、本件債権切替えは、被告が、連結子会社であるクラヴィスの廃業に伴い、クラヴィスの顧客を被告との契約に切り替え、債権債務も含めて一体として取込みを行ったものであって、その実質は、貸主としての契約上の地位を譲り受けたものと認めるのが相当である。
- (5) よって、被告は、原告に対し、本件第1取引及び第2取引を通じて生じた過払金についての返還債務を負担するというべきである。

### 3 過払金の受領についての被告の悪意性

- (1) 貸金業者が利息制限法所定の制限利率を超える約定利息を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者であり、民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されると解される（最高裁判所第二小法廷判決平成19年7月13日民集61巻5号1980頁参照）。そして、上記特段の事情があるというためには、上記認識に一致する解釈を示す裁判例が相当数あったとか、上記認識に一致する解釈を示す学説が有力であったというような合理的な根拠があって上記認識を有するに至ったことが必要であり、上記認識に一致する見解があったというだけで上記特段の事情があると解することはできない（最高裁判所第二小法廷判決平成19年7月13日裁判集民事225号103頁参照）。
- (2) 被告は、クラヴィス及び被告が本件第1取引及び本件第2取引において貸

金業法43条1項の適用があるとの認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があることについて何ら主張立証をせず、上記特段の事情を認めることはできないから、クラヴィス及び被告は、過払金の取得について悪意の受益者であると認められる。

(3) したがって、悪意の受益者であるクラヴィス及び被告は、原告に対し、過払金発生の日翌日からの利息の支払義務を負うというべきである。

#### 4 被告が負担する過払金の額

以上の見解に基づいて原告の弁済につき引直計算を行った結果は、別紙計算書記載のとおりであると認められる。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決をする。

札幌簡易裁判所

裁判官 増田輝夫

## 法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

過払利率 5%

貸金業者：プロミス株式会社

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H8.11.21	50,000		0.2				50,000		
2	H8.12.6		10,000	0.2	15	409	0	40,409	0	0
3	H8.12.28	30,000		0.2	22	485	485	70,409	0	0
4	H9.1.6		10,000	0.2	9	346	0	61,240	0	0
5	H9.1.14		10,000	0.2	8	268	0	51,508	0	0
6	H9.1.16	20,000		0.2	2	56	56	71,508	0	0
7	H9.1.18	20,000		0.2	2	78	134	91,508	0	0
8	H9.2.4		30,000	0.2	17	852	0	62,494	0	0
9	H9.2.21		30,000	0.2	17	582	0	33,076	0	0
10	H9.3.10		10,000	0.2	17	308	0	23,384	0	0
11	H9.3.11	30,000		0.2	1	12	12	53,384	0	0
12	H9.3.13		35,000	0.2	2	58	0	18,454	0	0
13	H9.3.13	30,000		0.2	0	0	0	48,454	0	0
14	H9.3.17	30,000		0.2	4	106	106	78,454	0	0
15	H9.3.17	30,000		0.18	0	0	106	108,454	0	0
16	H9.3.24		25,000	0.18	7	374	0	83,934	0	0
17	H9.4.16	20,000		0.18	23	952	952	103,934	0	0
18	H9.4.16		40,000	0.18	0	0	0	64,886	0	0
19	H9.4.18	20,000		0.18	2	63	63	84,886	0	0
20	H9.4.20	20,000		0.18	2	83	146	104,886	0	0
21	H9.4.21		20,000	0.18	1	51	0	85,083	0	0
22	H9.5.2		30,000	0.18	11	461	0	55,544	0	0
23	H9.5.13	30,000		0.18	11	301	301	85,544	0	0
24	H9.5.13	30,000		0.18	0	0	301	115,544	0	0
25	H9.5.14		30,000	0.18	1	56	0	85,901	0	0
26	H9.6.9		20,000	0.18	26	1,101	0	67,002	0	0
27	H9.7.1		10,000	0.18	22	726	0	57,728	0	0
28	H9.7.10	20,000		0.18	9	256	256	77,728	0	0
29	H9.7.11	20,000		0.18	1	38	294	97,728	0	0
30	H9.7.18	20,000		0.18	7	337	631	117,728	0	0
31	H9.7.29		30,000	0.18	11	638	0	88,997	0	0
32	H9.8.8	20,000		0.18	10	438	438	108,997	0	0
33	H9.8.9	30,000		0.18	1	53	491	138,997	0	0
34	H9.8.9	30,000		0.18	0	0	491	168,997	0	0
35	H9.8.27		20,000	0.18	18	1,500	0	150,988	0	0
36	H9.9.27		10,000	0.18	31	2,308	0	143,296	0	0
37	H9.10.29		50,000	0.18	32	2,261	0	95,557	0	0
38	H9.11.7	30,000		0.18	9	424	424	125,557	0	0
39	H9.11.14		40,000	0.18	7	433	0	86,414	0	0
40	H9.12.3		20,000	0.18	19	809	0	67,223	0	0
41	H9.12.10	30,000		0.18	7	232	232	97,223	0	0
42	H9.12.28		20,000	0.18	18	863	0	78,318	0	0
43	H10.1.12	30,000		0.18	15	579	579	108,318	0	0
44	H10.1.28		10,000	0.18	16	854	0	99,751	0	0
45	H10.2.10	20,000		0.18	13	639	639	119,751	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
46	H10. 2. 23	10,000		0.18	13	767	1,406	129,751	0	0
47	H10. 2. 24	20,000		0.18	1	63	1,469	149,751	0	0
48	H10. 2. 26		30,000	0.18	2	147	0	121,367	0	0
49	H10. 3. 26		50,000	0.18	28	1,675	0	73,042	0	0
50	H10. 4. 25		20,000	0.18	30	1,080	0	54,122	0	0
51	H10. 5. 13	30,000		0.18	18	480	480	84,122	0	0
52	H10. 5. 14	30,000		0.18	1	41	521	114,122	0	0
53	H10. 5. 28		30,000	0.18	14	787	0	85,430	0	0
54	H10. 6. 10	20,000		0.18	13	547	547	105,430	0	0
55	H10. 6. 13	20,000		0.18	3	155	702	125,430	0	0
56	H10. 6. 25		20,000	0.18	12	742	0	106,874	0	0
57	H10. 7. 24		10,000	0.18	29	1,528	0	98,402	0	0
58	H10. 8. 3	20,000		0.18	10	485	485	118,402	0	0
59	H10. 8. 6	30,000		0.18	3	175	660	148,402	0	0
60	H10. 8. 27		10,000	0.18	21	1,536	0	140,598	0	0
61	H10. 9. 3	20,000		0.18	7	485	485	160,598	0	0
62	H10. 9. 7	20,000		0.18	4	316	801	180,598	0	0
63	H10. 9. 7	20,000		0.18	0	0	801	200,598	0	0
64	H10. 9. 27		30,000	0.18	20	1,978	0	173,377	0	0
65	H10. 10. 28		20,000	0.18	31	2,650	0	156,027	0	0
66	H10. 11. 12	30,000		0.18	15	1,154	1,154	186,027	0	0
67	H10. 11. 14	20,000		0.18	2	183	1,337	206,027	0	0
68	H10. 11. 16	30,000		0.18	2	203	1,540	236,027	0	0
69	H10. 11. 20	20,000		0.18	4	465	2,005	256,027	0	0
70	H10. 11. 23	30,000		0.18	3	378	2,383	286,027	0	0
71	H10. 11. 29		30,000	0.18	6	846	0	259,256	0	0
72	H10. 12. 1	20,000		0.18	2	255	255	279,256	0	0
73	H10. 12. 7	20,000		0.18	6	826	1,081	299,256	0	0
74	H10. 12. 22	20,000		0.18	15	2,213	3,294	319,256	0	0
75	H10. 12. 27		30,000	0.18	5	787	0	293,337	0	0
76	H11. 1. 4	20,000		0.18	8	1,157	1,157	313,337	0	0
77	H11. 1. 23		50,000	0.18	19	2,935	0	267,429	0	0
78	H11. 1. 24	10,000		0.18	1	131	131	277,429	0	0
79	H11. 2. 2	120,000		0.18	9	1,231	1,362	397,429	0	0
80	H11. 2. 2		100,000	0.18	0	0	0	298,791	0	0
81	H11. 2. 16	20,000		0.18	14	2,062	2,062	318,791	0	0
82	H11. 2. 17	20,000		0.18	1	157	2,219	338,791	0	0
83	H11. 2. 19	20,000		0.18	2	334	2,553	358,791	0	0
84	H11. 2. 22		30,000	0.18	3	530	0	331,874	0	0
85	H11. 3. 1	20,000		0.18	7	1,145	1,145	351,874	0	0
86	H11. 3. 11	20,000		0.18	10	1,735	2,880	371,874	0	0
87	H11. 3. 27		20,000	0.18	16	2,934	0	357,688	0	0
88	H11. 4. 28		20,000	0.18	32	5,644	0	343,332	0	0
89	H11. 5. 14	20,000		0.18	16	2,709	2,709	363,332	0	0
90	H11. 5. 24	10,000		0.18	10	1,791	4,500	373,332	0	0
91	H11. 5. 27		20,000	0.18	3	552	0	358,384	0	0
92	H11. 6. 28		20,000	0.18	32	5,655	0	344,039	0	0
93	H11. 7. 2	10,000		0.18	4	678	678	354,039	0	0
94	H11. 7. 22	20,000		0.18	20	3,491	4,169	374,039	0	0
95	H11. 7. 26	10,000		0.18	4	737	4,906	384,039	0	0
96	H11. 7. 28		20,000	0.18	2	378	0	369,323	0	0
97	H11. 7. 30	20,000		0.18	2	364	364	389,323	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98	H11.8.4	10,000		0.18	5	959	1,323	399,323	0	0
99	H11.8.5	10,000		0.18	1	196	1,519	409,323	0	0
100	H11.8.5	10,000		0.18	0	0	1,519	419,323	0	0
101	H11.8.30		20,000	0.18	25	5,169	0	406,011	0	0
102	H11.9.21		50,000	0.18	22	4,404	0	360,415	0	0
103	H11.10.19		40,000	0.18	28	4,976	0	325,391	0	0
104	H11.10.25	30,000		0.18	6	962	962	355,391	0	0
105	H11.10.28	20,000		0.18	3	525	1,487	375,391	0	0
106	H11.10.29	20,000		0.18	1	185	1,672	395,391	0	0
107	H11.11.22		70,000	0.18	24	4,679	0	331,742	0	0
108	H11.12.16	20,000		0.18	24	3,926	3,926	351,742	0	0
109	H11.12.28	30,000		0.18	12	2,081	6,007	381,742	0	0
110	H11.12.28		25,000	0.18	0	0	0	362,749	0	0
111	H12.1.19	20,000		0.18	22	3,926	3,926	382,749	0	0
112	H12.1.26		30,000	0.18	7	1,317	0	357,992	0	0
113	H12.2.25		30,000	0.18	30	5,281	0	333,273	0	0
114	H12.3.22		25,000	0.18	26	4,261	0	312,534	0	0
115	H12.4.7	30,000		0.18	16	2,459	2,459	342,534	0	0
116	H12.4.7		25,000	0.18	0	0	0	319,993	0	0
117	H12.4.13	30,000		0.18	6	944	944	349,993	0	0
118	H12.4.26		40,000	0.18	13	2,237	0	313,174	0	0
119	H12.5.17		40,000	0.18	21	3,234	0	276,408	0	0
120	H12.6.21		40,000	0.18	35	4,757	0	241,165	0	0
121	H12.7.26		30,000	0.18	35	4,151	0	215,316	0	0
122	H12.8.10	30,000		0.18	15	1,588	1,588	245,316	0	0
123	H12.8.22	20,000		0.18	12	1,447	3,035	265,316	0	0
124	H12.8.28		30,000	0.18	6	782	0	239,133	0	0
125	H12.9.22		20,000	0.18	25	2,940	0	222,073	0	0
126	H12.10.27		20,000	0.18	35	3,822	0	205,895	0	0
127	H12.11.26		25,000	0.18	30	3,037	0	183,932	0	0
128	H12.12.20		25,000	0.18	24	2,171	0	161,103	0	0
129	H13.1.23		20,000	0.18	34	2,698	0	143,801	0	0
130	H13.2.19		25,000	0.18	27	1,914	0	120,715	0	0
131	H13.3.16		20,000	0.18	25	1,488	0	102,203	0	0
132	H13.3.29	10,000		0.18	13	655	655	112,203	0	0
133	H13.3.29		20,000	0.18	0	0	0	92,858	0	0
134	H13.4.7	10,000		0.18	9	412	412	102,858	0	0
135	H13.4.11	9,000		0.18	4	202	614	111,858	0	0
136	H13.4.12	9,000		0.18	1	55	669	120,858	0	0
137	H13.4.12	9,000		0.18	0	0	669	129,858	0	0
138	H13.4.12	9,000		0.18	0	0	669	138,858	0	0
139	H13.4.13	9,000		0.18	1	68	737	147,858	0	0
140	H13.4.16	7,000		0.18	3	218	955	154,858	0	0
141	H13.4.19	9,000		0.18	3	229	1,184	163,858	0	0
142	H13.4.19	50,000		0.18	0	0	1,184	213,858	0	0
143	H13.4.28		30,000	0.18	9	949	0	185,991	0	0
144	H13.5.23	30,000		0.18	25	2,293	2,293	215,991	0	0
145	H13.5.24		20,000	0.18	1	106	0	198,390	0	0
146	H13.5.25	30,000		0.18	1	97	97	228,390	0	0
147	H13.5.25	23,000		0.18	0	0	97	251,390	0	0
148	H13.6.28		20,000	0.18	34	4,215	0	235,702	0	0
149	H13.6.28	7,000		0.18	0	0	0	242,702	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150	H13. 7. 30		20,000	0.18	32	3,830	0	226,532	0	0
151	H13. 8. 28	7,000		0.18	29	3,239	3,239	233,532	0	0
152	H13. 8. 28		20,000	0.18	0	0	0	216,771	0	0
153	H13. 9. 7	9,000		0.18	10	1,069	1,069	225,771	0	0
154	H13. 9. 28		20,000	0.18	21	2,338	0	209,178	0	0
155	H13. 10. 29		20,000	0.18	31	3,197	0	192,375	0	0
156	H13. 11. 2	15,000		0.18	4	379	379	207,375	0	0
157	H13. 11. 28		20,000	0.18	26	2,658	0	190,412	0	0
158	H13. 12. 28		20,000	0.18	30	2,817	0	173,229	0	0
159	H14. 1. 8	17,000		0.18	11	939	939	190,229	0	0
160	H14. 1. 28		20,000	0.18	20	1,876	0	173,044	0	0
161	H14. 1. 29	7,000		0.18	1	85	85	180,044	0	0
162	H14. 2. 24		20,000	0.18	26	2,308	0	162,437	0	0
163	H14. 3. 27		20,000	0.18	31	2,483	0	144,920	0	0
164	H14. 4. 2	15,000		0.18	6	428	428	159,920	0	0
165	H14. 4. 27		20,000	0.18	25	1,971	0	142,319	0	0
166	H14. 5. 24	10,000		0.18	27	1,894	1,894	152,319	0	0
167	H14. 5. 28		20,000	0.18	4	300	0	134,513	0	0
168	H14. 6. 28		20,000	0.18	31	2,056	0	116,569	0	0
169	H14. 7. 16	15,000		0.18	18	1,034	1,034	131,569	0	0
170	H14. 7. 29		25,000	0.18	13	843	0	108,446	0	0
171	H14. 8. 2	10,000		0.18	4	213	213	118,446	0	0
172	H14. 8. 27		20,000	0.18	25	1,460	0	100,119	0	0
173	H14. 9. 12	4,000		0.18	16	789	789	104,119	0	0
174	H14. 9. 28	8,000		0.18	16	821	1,610	112,119	0	0
175	H14. 9. 30		20,000	0.18	2	110	0	93,839	0	0
176	H14. 10. 28		20,000	0.18	28	1,295	0	75,134	0	0
177	H14. 11. 7	16,000		0.18	10	370	370	91,134	0	0
178	H14. 11. 26		20,000	0.18	19	853	0	72,357	0	0
179	H14. 11. 30	8,000		0.18	4	142	142	80,357	0	0
180	H14. 12. 26		20,000	0.18	26	1,030	0	61,529	0	0
181	H15. 1. 7	9,000		0.18	12	364	364	70,529	0	0
182	H15. 1. 28		20,000	0.18	21	730	0	51,623	0	0
183	H15. 2. 25		20,000	0.18	28	712	0	32,335	0	0
184	H15. 3. 2	7,000		0.18	5	79	79	39,335	0	0
185	H15. 3. 4	7,000		0.18	2	38	117	46,335	0	0
186	H15. 3. 27		20,000	0.18	23	525	0	26,977	0	0
187	H15. 3. 28	10,000		0.18	1	13	13	36,977	0	0
188	H15. 4. 28		20,000	0.18	31	565	0	17,555	0	0
189	H15. 5. 23		20,000	0.18	25	216	0	-2,229	0	0
190	H15. 6. 16	17,000		0.18	24	0	0	14,764	-7	0
191	H15. 6. 27		25,000	0.18	11	80	0	-10,156	0	0
192	H15. 7. 3	10,000		0.18	6	0	0	-164	-8	0
193	H15. 7. 28		20,000	0.18	25	0	0	-20,164	0	0
194	H15. 8. 1	9,000		0.18	4	0	0	-11,175	-11	0
195	H15. 8. 16		20,000	0.18	15	0	0	-31,175	-22	-22
196	H15. 8. 18	12,000		0.18	2	0	0	-19,205	-8	0
197	H15. 9. 29		20,000	0.18	42	0	0	-39,205	-110	-110
198	H15. 10. 17		20,000	0.18	18	0	0	-59,205	-96	-206
199	H15. 10. 18	6,000		0.18	1	0	0	-53,419	-8	0
200	H15. 10. 18	9,000		0.18	0	0	0	-44,419	0	0
201	H15. 11. 28		20,000	0.18	41	0	0	-64,419	-249	-249

//

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
306	H20. 3. 31	5,000		0.18	3	0	0	-766,953	-316	0
307	H20. 4. 1	5,000		0.18	1	0	0	-762,057	-104	0
308	H20. 4. 28		20,000	0.18	27	0	0	-782,057	-2,810	-2,810
309	H20. 4. 30	6,000		0.18	2	0	0	-779,080	-213	0
310	H20. 5. 1	1,000		0.18	1	0	0	-778,186	-106	0
311	H20. 5. 5	1,000		0.18	4	0	0	-777,611	-425	0
312	H20. 5. 8	1,000		0.18	3	0	0	-776,929	-318	0
313	H20. 5. 27		20,000	0.18	19	0	0	-796,929	-2,016	-2,016
314	H20. 5. 29	6,000		0.18	2	0	0	-793,162	-217	0
315	H20. 5. 31	4,000		0.18	2	0	0	-789,378	-216	0
316	H20. 6. 24		20,000	0.18	24	0	0	-809,378	-2,588	-2,588
317	H20. 6. 25	5,000		0.18	1	0	0	-807,076	-110	0
318	H20. 7. 1	5,000		0.18	6	0	0	-802,737	-661	0
319	H20. 7. 28		20,000	0.18	27	0	0	-822,737	-2,960	-2,960
320	H20. 7. 28	8,000		0.18	0	0	0	-817,697	0	0
321	H20. 8. 28		20,000	0.18	31	0	0	-837,697	-3,462	-3,462
322	H20. 8. 28	9,000		0.18	0	0	0	-832,159	0	0
323	H20. 9. 24		17,000	0.18	27	0	0	-849,159	-3,069	-3,069
324	H20. 9. 28	7,000		0.18	4	0	0	-845,692	-464	0
325	H20. 10. 28		20,000	0.18	30	0	0	-865,692	-3,465	-3,465
326	H20. 10. 28	7,000		0.18	0	0	0	-862,157	0	0
327	H20. 10. 30	2,000		0.18	2	0	0	-860,392	-235	0
328	H20. 11. 26		20,000	0.18	27	0	0	-880,392	-3,173	-3,173
329	H20. 11. 29	8,000		0.18	3	0	0	-875,925	-360	0
330	H20. 11. 30	2,000		0.18	1	0	0	-874,044	-119	0
331	H20. 12. 27		20,000	0.18	27	0	0	-894,044	-3,223	-3,223
332	H20. 12. 30	9,000		0.18	3	0	0	-888,633	-366	0
333	H21. 1. 28		20,000	0.18	29	0	0	-908,633	-3,529	-3,529
334	H21. 2. 2	9,000		0.18	5	0	0	-903,784	-622	0
335	H21. 2. 27		20,000	0.18	25	0	0	-923,784	-3,095	-3,095
336	H21. 2. 28	10,000		0.18	1	0	0	-917,005	-126	0
337	H21. 3. 28		20,000	0.18	28	0	0	-937,005	-3,517	-3,517
338	H21. 3. 28	9,000		0.18	0	0	0	-931,522	0	0
339	H21. 4. 28		20,000	0.18	31	0	0	-951,522	-3,955	-3,955
340	H21. 4. 28	10,000		0.18	0	0	0	-945,477	0	0
341				0.18	0	0	0	0	0	0
342				0.18	0	0	0	0	0	0
343				0.18	0	0	0	0	0	0
344				0.18	0	0	0	0	0	0
345				0.18	0	0	0	0	0	0
346				0.18	0	0	0	0	0	0
347				0.18	0	0	0	0	0	0
348				0.18	0	0	0	0	0	0
349				0.18	0	0	0	0	0	0
350				0.18	0	0	0	0	0	0
351				0.18	0	0	0	0	0	0
352				0.18	0	0	0	0	0	0
353				0.18	0	0	0	0	0	0
354				0.18	0	0	0	0	0	0
355				0.18	0	0	0	0	0	0
356				0.18	0	0	0	0	0	0
357				0.18	0	0	0	0	0	0